

鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金交付要綱第3条第1項4号に規定する
「商工労働部長が別に定めるもの」について

平成27年9月8日 制定
平成28年3月18日 一部改正
商 工 労 働 部

鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金交付要綱第3条第1項4号に規定する「商工労働部長が別に定めるもの」とは、次の日本標準産業分類の表中に掲げる分類とする。

日本標準産業分類

大分類G「情報通信業」
中分類39「情報サービス業」
40「インターネット付随サービス業」

※ ただし、上記分類において入力用データ作成（いわゆるキーパンチャー業務）のみを行う場合を除く。